

## 東京丸の内ロータリークラブ細則

## 東京丸の内ロータリークラブ細則

この文書は、「伝統と革新」を基本の存立目的とする「東京丸の内ロータリークラブ」における、細則を定めるものである。

## 第1条 定義

1. 理事会： 本クラブの理事会。
2. 理事： 本クラブの理事会メンバー。本条第7号で言及する「役員」のほか、第2条で言及する数名で構成される。
3. 会員： 名誉会員以外の本クラブ会員。
4. 定足数： 投票時に出席していなければならない会員の最低人数。クラブの決定の場合は本クラブ会員総数の3分の1(但し、会員は、委任状を他の会員に渡して投票行動を委任することができる。委任状がある場合には、定足数に数える)。理事会の場合は理事の過半数。
5. RI： 国際ロータリー。
6. 年度： 7月1日に始まる12カ月間。
7. 役員 以下の5名を指す。  
会長  
会長エレクト(副会長を兼ねる。以下、同じ)  
直前会長(副会長を兼ねる。以下、同じ)  
幹事  
会計
8. 指名委員会 本条第2号で言及する「理事」のほか、第3条第5項で言及する数名で構成される。

---

## 第2条 理事会

本クラブの管理主体は、理事会とする。理事会は、以下の7名で構成される。

1. 会長
2. 会長エレクト
3. 直前会長
4. 幹事
5. 会計
6. 副会長(「直前会長」および「会長エレクト」以外の者をいう。以下、「専任副会長」という)
7. 直前専任副会長

---

### 第3条 選挙と任期

**第1項** 選挙の1カ月前に、指名委員会が、会員の意見を聴いた上で、空席となっている理事について適切と想う候補者を立てることができる。但し、直前会長および直前専任副会長については、選挙を行わず、それぞれ、直前年度の会長および直前年度の専任副会長が原則として就任する。

**第2項** 理事の各役職において、全会員の過半数の票を獲得した候補者が当選したものと宣言される。

**第3項** 理事が退会した場合、退会した期の残りの理事によって後任者が任命される。

**第4項** 各理事の人数および任期は以下の通りである。(なお、「直前会長」および「直前専任副会長」以外の理事について、連続しての再任、および期をおいての再任、を妨げない)

1. 会長(1名):1年。
2. 専任副会長(1名):1年。
3. 会計(1名):1年。
4. 幹事(1名):1年。
5. 会長エレクト(1名): 1年。
6. 直前会長 (1名): 1年。直前年度の会長であった者。
7. 直前専任副会長(1名): 1年。直前年度の専任副会長であった者。

**第5項** 指名委員会の構成員は、理事の他、以下の者とする。

1. 二代前の会長経験者
  2. 三代前の会長経験者
  3. 四代前の会長経験者
  4. 二代前の専任副会長経験者
-

#### 第4条 理事の任務

第1項 会長は、クラブの会合と理事会の会合において議長を務める。

第2項 直前会長は、クラブの理事を務める。副会長を兼務する。

第3項 会長エレクトは、会長就任に向けて準備し、副会長を兼務する。原則として直前年度の幹事が就任する。

第4項 専任副会長は、役員ではないが、クラブの理事を務める。会長不在の場合、クラブの会合と理事会の会合において議長を務めるほか、対内的および対外的な苦情処理および渉外担当として会長を補佐する。

第5項 幹事は、クラブ全体に目を配りながら事務作業全般を管掌し、かつクラブの会員と出席について記録をつける。原則として翌年度は会長エレクトとなる。

第6項 会計は、すべての資金を監督し、年次財務報告を行う。

第7項 直前専任副会長は、役員ではないが、クラブの理事を務める。専任副会長の要請に応じて、対内的および対外的な苦情処理および渉外担当に関して、専任副会長を補佐する。

---

## 第5条 会合

**第1項** 本クラブの年次総会を12月31日までに開催し、そこで次年度の理事の選挙を行う。

**第2項** 本クラブの例会は、次の通り開催する：原則として、各月の第一水曜日および第三水曜日(いずれも正午より午後1時まで)。但し、祝祭日がこれらに重なる場合には、第二水曜日、第四水曜日または第五水曜日の正午より午後1時までに変更される。例会に関するあらゆる変更または例会の取消は、クラブ会員全員にしかるべく通知される。

**第3項** 理事会の会合は毎月開催される。理事会の臨時会合は、会長または理事2名の要請により招集され、開催にあたっては然るべき通知を行う。

---

## 第6条 入会金および年会費

**第1項** 本クラブの入会金は金20万円、年会費は30万円とする。会費は次の通り支払われる:6月1日までに一年分について一括の振込による方法、または年度に2回に分割して振込で支払う方法(7-12月の半期の分については6月1日までに、1-6月の半期の分については前年の12月1日までに)、のいずれかとする。但し、年度の途中で入会が承認された場合には、入会金は全額を、そして、当該承認がおきた日の属する月を含めて当該年度の終わりまでの月の数に応じて、月割で計算された額を、会費として支払うものとする。クラブ年会費には、RI人頭分担金、「The Rotarian」誌またはロータリー地域雑誌の購読料、地区賦課金、通常例会における食事代、クラブ会費、ロータリーまたは地区によるその他の賦課金で構成される。

**第2項** いったん振り込まれた入会金および年会費は、如何なる場合においても返還されない。

## 第7条 採決の方法

**第1項** 本クラブの議事は、口頭または挙手により採決を行う。ただし、理事の選挙はその例外となり、無記名投票により行われる。

**第2項** 理事会は、特定の決議(理事の選挙を除く)を、無記名投票で採決するよう決定することができる。

---

## 第8条 委員会

**第1項** クラブの各委員会は、クラブの年次目標と長期目標を達成するために、活動を調整する。

**第2項** 会長は、すべての委員会の職権上の委員となり、その資格において委員に付随するあらゆる特権を持つ。

**第3項** それぞれの委員長はその委員会の定例会合と活動に対して責任を持ち、委員会の仕事を監督、調整し、委員会の全活動について理事会に報告する。

## 第9条 財務

第1項 各会計年度の開始に先立ち、理事会は年次収支予算を作成する。

第2項 会計は、理事会によって指定された一つまたは複数の金融機関にクラブ資金を預金する。クラブ資金は、クラブ運営用と奉仕プロジェクト用の2つを区別して管理する。

第3項 勘定書は、会計もしくは権限を持つ役員によって支払われ、他の2名の役員または理事により承認される。

第4項 有資格者が、すべての財務処理について徹底した年次監査を行う。

第5項 クラブの年次財務報告がクラブ会員に配布される。

第6項 会計年度は、7月1日から6月30日までである。

## 第10条 会員選挙の方法

**第1項** 会員が、入会候補者を理事会に推薦する。または、ほかのクラブが、そのクラブから移転する会員もしくはそのクラブの元会員を入会候補者として推薦する。入会候補者については、如何なる場合においても、現在の会員のうち少なくとも2名以上による推薦を必要とする。

**第2項** 入会候補者の推薦に当たっては、人格識見を有する非会員であることを、推薦した会員のそれぞれが保証しなければならない。また、入会候補者の推薦に当たり、入会候補者の職業分類が現在の会員の職業分類と重複しないことに、格段に高度の配慮が払われなければならない。この「配慮」には、例会にゲストとして招く前に、重複する可能性のある現在の会員に打診して話し合うことを含む。

**第3項** 会員は、自らの職業分類が重複するという理由で、またはこれ以外の理由で、入会候補者の入会に対して異議を出すことができる。この場合、この異議が十分に尊重されるものとする。

**第4項** 推薦した会員は、本クラブの趣旨および第6条の内容そのほかの重要事項を、事前に入会候補者に十分に説明をしておかなければならない。

**第5項** 理事会は、30日以内にこの入会候補者の入会を承認または拒否し、この入会候補者を推薦した会員にその決定を通知する。

**第6項** 理事会が入会を承認した場合、その入会候補者は、クラブに入会するよう招かれる。

**第7項** 入会を承認された入会候補者が入会した場合、この入会候補者について推薦した会員が、短くとも12ヶ月間は、担当者として教育指導を施す責任を負わなければならない。

---

## 第11条 例会

**第1項** 会員が、例会にゲストとして非会員を招待しようとする場合において、当該ゲストは入会候補者になる意思のある非会員に限らなければならない。特に、名刺配布および仕事獲得のみを目的としてゲストを招待することは認められないことに十分に留意する。

**第2項** 会員は、本クラブの例会に、極力出席する。なお、例会開始時刻の遅くとも5分前には(理事に関しては遅くとも15分前には)会場に到着するよう試みる

**第3項** 例会への出欠の情報は、遅くとも3営業日前の日の午前11時までに事務局に伝達する。

**第4項** 例会中は禁煙とする。夜間例会を除き、例会への出席中、禁酒とし、酒気帯の状態は許されない。

**第5項** 会員章を着用して例会に出席する。なお、着用し忘れた場合には例会において貸与される。

**第6項** 例会において、国籍、人種、民族、社会的身分、門地、障害、性別、性的指向、性自認、に関して、差別的言動をしてはならない。

**第7項** 例会において、営利目的活動、政治的活動、および宗教的活動をおこなってはならない。

**第8項** 卓話の際には私語を慎む。卓話を行う者に対しては、例会の終了時刻を決して徒過することがないように、担当者が事前に十分に念を押しておかなければならない。

**第9項** 当該例会の前14日間、または後14日間に、他のクラブの例会に出席することによりメイクアップをすることができる。メイクアップに参加する予定の情報は、出席を予定している他のクラブの例会の開催日の、遅くとも3営業日前の日の午前11時までに、事務局に伝達する。実際に参加したことの結果の情報は、できる限り速やかに事務局に連絡する。

## 第12条 会員が遵守すべき服務規律

1. 本クラブの他の会員に対し、または他クラブの会員に対し、性的嫌がらせをせず、また身体的攻撃をしない。
2. 自らのウェブサイト、ブログ、Facebook、ツイッター等のSNSに情報を掲げる際には、個人情報(会員および入会候補者の個人情報を含む)、企業営業秘密、他人の著作権、他人の肖像権等に十分に留意する。理事会から指示がある場合には、これに従う。
3. 反社会的勢力と一切の関係を持たない。
4. 性質上守秘が要請される情報について守秘を遵守し、目的外の利用および第三者への移転・漏洩を慎む。
5. 会員章を転売または譲渡しない。
6. 死亡以外の理由に基づく退会の際、会員章の返却をする。但し、活動の思い出としたい場合には、身につけない条件で保有を許される。
7. 以上の他、常に品位を保持し、本クラブの名誉および信用を毀損する行為を慎む。

## 第13条 退会

会員は、以下の場合に退会となる。

1. 全会員(但し、対象となる会員を除く)の全会一致で会員身分終結が決議されたとき。この場合、退会日については、決議があった日とする。会員身分終結が決議された会員は、会費納入が理由の場合を除いて、以後、本クラブに入会することができない。
2. 自ら退会の意思を表明したとき。この場合、退会日については、会員の意思を尊重する。
3. 死亡したとき。この場合、退会日については、会員の死亡した日とする。

## 第 14 条 改正

本細則は、いかなるクラブ例会においても改正できる。クラブ細則の変更には、当該例会の 7 日前に各会員に書面による通知を行うこと、投票の定足数を満たす会員が出席していること、全会員の 3 分の 2 超が変更を支持することが義務づけられる。本細則への変更は、標準ロータリークラブ定款、RI 定款、RI 細則、ロータリー章典と矛盾してはならない。